

私たち作業療法士にとって、患者さんが、将来する生活を考えて、方針を立て、プログラムを施行する際に、その方が“どこで生活するのか？”ということは大変重要です。

そこで、今回、保険部では、わかっているようでいて、わかっていない、居住関係の介護施設の種類、対象、内容について特集したいと思います。

高齢者の居住施設は、大きく分けると、介護保険制度で定める施設と老人福祉法で定める施設があります。さらに、最近では、高専賃と言われるような住宅も増えてきています。

●介護保険法で定められた介護施設●（入居に介護保険利用可能。）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

・・・福祉型の施設。常に医師の手当てを必要とする場合は入所不可。

対象：要介護者、65歳以上、心身に著しい障害があり、自宅での介護が困難な場合。

介護老人保健施設

・・・一定期間(約3ヶ月)の入所。機能・能力のリハビリを行う。在宅復帰が目標。

対象：要介護者。医学的管理は必要ないが、自立して家庭で暮らすには不安がある場合。

グループホーム（痴呆性高齢者グループホーム）

・・・認知症高齢者5～9人程度が家庭的な雰囲気の中で共同生活を行うことで、残存能力を引き出し認知症状の緩和を促すことを目的としている。

対象：要介護者。認知症状のある方で少人数による共同生活を営むことに支障がない方。

●老人福祉法の定める施設●

（入所費用に介護保険利用不可。介護保険サービスの利用は可能。）

有料老人ホーム（健康型、介護型、住宅型）

・・・日常生活でのサービスを行う。終身介護を目指す施設もあり内容は様々。

対象：夫婦で入居の場合、どちらか一方が一定の年齢に達していれば可。

健康型→ADL自立～監視レベル。要介護者は入居困難。

介護が必要になったら強制退去。

介護型→要介護・要支援者、又はそれ以外の方でも入居可能。

介護スタッフによるサービスあり。

住宅型→要介護・要支援者、又はそれ以外でも入居可能。

但し、訪問介護等の外部サービスを利用。

軽費老人ホーム A

・・・日常生活でのサービスを行う。食事は給食。

対象：住宅での生活が困難な 60 才以上の方。（夫婦の場合はどちらかが 60 才以上）
ADL が自立している方。

軽費老人ホーム B

・・・日常生活でのサービスを行う。食事は自炊。

対象：住宅での生活が困難な 60 才以上の方。（夫婦の場合はどちらかが 60 才以上）
自炊が可能な方。

ケアハウス（軽費老人ホーム C）

・・・食事付きの高齢者向けマンション（全室個室）。

食事・入浴・緊急時の対応、相談・助言等のサービス。寝たきりになると退去。

対象：60 歳以上の方（夫婦の場合はどちらかが 60 歳以上）で、自炊が困難な程度に身体機能の低下がある方。又は高齢で独立して生活するには不安がある方。
車椅子レベルでも入居可能。

養護老人ホーム

・・・日常生活でのサービスを長期的に提供。医療面と福祉面のサービスを両方提供できる。

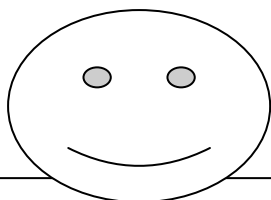
対象：65 才以上の方。経済的、身体的、精神的、環境上の何らかの理由にて在宅で介護が受けられない方。



最近増えてきている...

高齢者専用賃貸住宅（高専賃）って何？

高専賃は国土交通省が管轄しています。上記の介護施設は全て厚生労働省の管轄。高専賃は、元来あった「高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度」に登録している住宅の中でも、高齢者専用賃貸している住宅のこと。この制度が出来た背景には、高齢者の入居を嫌がる賃貸住宅が多く、高齢になると住居探しに苦労するという事情があります。高齢者の住居探しを支援しようとスタートしたのが「高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度」です。



介護保険施設以外での介護サービスや機能訓練の実際はどうなっているの？

特定施設入居者生活介護サービスがあります！！

・・・介護保険施設以外の施設において、当該施設の職員によって入居している要介護者に対して行われる、日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話等のこと。
原則、特定施設入居者介護サービスまたは訪問看護や訪問介護等のサービスの何れか一方を利用者が選択。

但し、事業者負担で、特定施設入居者介護サービスと他の居宅サービスの併用は可能。

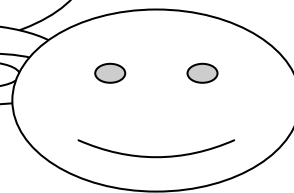
特定施設入居者生活介護サービスの利用可能な施設

・・・特定施設として指定された、有料老人ホーム（主に介護型）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（主にケアハウス）、適合高齢者専用賃貸住宅。

介護保険施設又は特定施設以外の施設に入居している要介護者

・・・外部の居宅サービスを利用。

施設によって費用や入居可能な ADL レベルに差があるようですね。個人によって将来の生活の場は様々です。毎日、目の前の業務に追われてしまい、見過ごしやすいですが、社会的背景や経済面の情報もしっかり把握した上で方針を決めて、患者さんが将来どこで生活するのか考えながら、プログラムを遂行しましょう☆



参考文献

1) <http://www.mhlw.go.jp/index.shtml> 厚生労働省ホームページ

医療保険・介護保険・自立支援制度の疑問に答えるためメール（chiba_ot@yahoo.co.jp）での問い合わせ、掲示板での Q&A 掲示を開始します。

素朴な疑問から専門的な疑問まで気軽に質問していただければと思います。

質問の際は御所属、御名前、御連絡先（メールアドレス又は電話番号）の記載をお願いします。

（内容によってはお答えできない場合があります。）

また、保険算定については地域差もありますのでご了承のうえ質問して下さい。）

保険部 多田